特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	健康管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

余市町は、健康管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康管理事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先における情報の不正な利用等への 対策として、委託事業者との間に個人情報の取り扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

余市町長

公表日

令和6年6月7日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	ンを取り扱う事務
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、新型インフルエンザ等特別措置法に基づき、新型インフルエンザの予防接種の統計報告資料作成、データ分析の処理等を行っている。特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ・予防接種の勧奨、接種履歴の管理、マイナポータルのお知らせ機能での通知に関する事務・予防接種健康被害の救済措置による給付に関する事務・実費の徴収に関する事務 ・実費の徴収に関する事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を行っている。特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 母子保健法に基づき、母子健康情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理等を行っている。特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。・妊娠届出(サービス検索・電子申請機能を利用した届出を含む)・母子健康手帳の交付、妊婦・乳幼児健康診査の事後指導並びに結果(記録)の保存、管理及びマイナポータルのお知らせ機能での通知、妊産婦・新生児(低体重児・未熟児等を含む。)の訪問指導、健康相談及び栄養相談、各種健康教育に関する事務 健康増進法・国民健康保険法・高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理等を行っている。特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。・各種健診対象者の把握、申込の受理、事後指導並びに結果(記録)の保存及び管理、健康相談及び
③システムの名称	栄養相談、健康教育に関する事務 健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、ワクチン 接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル	·名
予防接種情報ファイル、母子	保健情報ファイル、健康管理情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法:第9条第1項 別表第一10・30・49・59・76・93の2項 ・番号法:第19条第6号 ・番号法:第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種 記録システムを用いた情報提供・照会のみ)
4. 情報提供ネットワーク	100 100 100 100 100 100 100 100 100 100
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>(実施する)(主) 実施しない(3) 未定
②法令上の根拠	・番号法:第19条第8項 別表第二16の2・16の3・17・18・19・56の2・69の2・102の2・115の2 項
5. 評価実施機関におけ	る担当部署
①部署	余市町民生部子育で・健康推進課
②所属長の役職名	子育で・健康推進課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

余市町民生部子育で・健康推進課 余市郡余市町朝日町26番地 0135-21-2122 請求先

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

余市町民生部子育で・健康推進課 余市郡余市町朝日町26番地 0135-21-2122 連絡先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か		令和	16年5月31日 時点				
2. 取扱者勢	数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	16年5月31日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
					<選択肢> 1) 基礎項目評価書		
[基礎	項目評価	書]			2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	テムを通じ	た入手を除ぐ			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない						
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[O]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監	查	
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月15日	り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理等を行っている。特定個人ファイルは、次の場合に使用する。・定期予防接種の勧奨、接種履歴の管理に関する事務 母子保健法に基づき、母子健康情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理等を行いる。特定個人ファイルは、次の場合に使用する。・妊娠届出・母子健康手や結果(記録)の保存及び管理、妊産婦・新生児(低体重児・未熟児等を含む)の訪問指導、健康相談及び栄養相談、各種健康教育に関する事務 健康増進法に基づき、健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理等を行いで、表別の場合に使用する。・各種健診対象者の把握、健診申込の受理、各管種健診の事後指導や結果(記録)の保存及び	・予防接種の勧奨、接種履歴の管理に関する事務 ・予防接種健康被害の救済措置による給付に関する事務 ・実費の徴収に関する事務 ・実費の徴収に関する事務 母子保健法に基づき、母子健康情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理等を行っている。特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。・妊娠届出・母子健康手帳の交付、妊婦・乳幼児健康診査の事後指導並びに結果(記録)の保存及び管理、妊産婦・新生児(低体重児・未熟児等を含む。)の訪問指導、健康相談及び栄養相談、各種健康教育に関する法のと療を含む。)の訪問指導、健康相談及び栄養相談、各種健康教育に関する法のと願意をを含む。)の訪問指導、健康相談及び栄養を含む。)の訪問指導、健康相談及び栄養を含む。)の訪問指導、健康相談及び栄養を含む。)の訪問指導、健康相談及び栄養を含む。)の訪問指導、健康相談及び栄養を必ずを含む。)のお問に関する法律に基づき、健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理等を	事前	
平成28年12月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	·番号法:第9条第1項 別表第一10·49·76 項	·番号法:第9条第1項 別表第一10·30·49· 59·76項	事前	
平成28年12月11日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	·番号法:第19条第7項 別表第二17·18項	・番号法:第19条第7項 別表第二16の2・1 7・18・19・56の2項	事前	
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	保健課長 須藤 明彦	保健課長 濱川 龍一	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月4日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月31日	平成29年5月31日	事後	
平成30年1月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月31日	平成29年5月31日	事後	
平成30年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理等を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。・予防接種の勧奨、接種履歴の管理に関する事務・予防接種健康被害の救済措置による給付に関する事務・予防接種健康被害の救済措置による給付に関する事務・予防接種健康被害の救済措置による給付に関する事務の機はに関する事務の機様は関する事務の場合に使用する・・妊娠届出・母子健康手帳の交付、妊婦最別の事後指導並びに低体相談及び特を含む。・妊娠康治では、次の場合に使用する・・妊娠原診理、の訪問指導、は、自身の関係を含む。・の場合に関すると、健康を含む。・の場合に使用すると、健康とは、対象者のとは、大変の場合に使用すると、をを含述のといる。をを種様に関する事務とは、中込の受理、健康のでは、大変の場合に使用する。・・各種健診対象者の把握、申込の受理、健康をで行っている。をを種様に対象者のといる。・・各種健診対象者のといる。・・各種健診対象者のといる。・・各種健診対象者のといる。・・各種健診対象者のといる。・・各種健診対象者のといる。・・各種健診対象者のといる。・・各種健診対象者のといている。・・各種健診対象者のといては、対象者に関する事務	予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理等を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。・予防接種の勧奨、接種履歴の管理、マイナポータルのお知らせ機能での通知に関する事務・予防接種健康被害の救済措置による給付に関する事務・予防接種健康被害の救済措置による給付に関する事務・予防接種健康被害の教済措置による給付に関する事務の世間を受ける事務・予防接種健康を受ける事務・予防接種とは、データ分析の処理等を行っている。特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。・・妊娠届出(サービス検索・電子申請機能を利用した個人情報ファイルは、次の場合に使用する。・・妊娠間、近時での通知、近時に対してお知り、近時での通知、近時に関する事務をでの通知、が対け、の場合に使用する。ををでの通知、が対け、の場合に使用する。ををでの通り、の保存を対している。特定の場合に使用する。ををでは、対象者の地に結果のででででは、ないる。特定のででは、ないるのででは、ないる。特定のでは、ないるとは、ないる。特定のででは、ないる。特定のでは、ないるとは、は、ないるとは、ないるとは、ないるとは、ないる。をををは、ないるとは、ないるは、ないるとは、ないるは、ないるは、ないるは、ないるは、ないるは、ないるは、ないるは、ないる	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	保健課長 濱川 龍一	保健課長 羽生 満広	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	保健課長 羽生 満広	子育で・健康推進課長	事後	
	正·利用停止請求 請求先	余市町民生部保健課 余市郡余市町朝日町26番地 0135-21-2122	余市町民生部子育で・健康推進課 余市郡余市町朝日町26番地 0135-21-2122	事後	
		余市町民生部保健課 余市郡余市町朝日町26番地 0135-21-2122	余市町民生部子育で・健康推進課 余市郡余市町朝日町26番地 0135-21-2122	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年5月31日	令和1年5月31日	事後	
	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	·番号法:第9条第1項 別表第一10·30·49· 59·76項	・番号法:第9条第1項 別表第一10・30・49・ 59・76・93の2項	事前	
令和1年12月18日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法:第19条第7項 別表第二16の2・1 7・18・19・56の2項	・番号法:第19条第7項 別表第二16の2・1 7・18・19・56の2・69の2項	事前	
	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月31日	令和2年5月29日	事後	
令和2年12月15日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法:第19条第7項 別表第二16の2・1 7・18・19・56の2・69の2項	・番号法:第19条第7項 別表第二16の2・1 7・18・19・56の2・69の2・115の2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月15日	I 関連情報	る。 ・予防接種の勧奨、接種履歴の管理に関する事 務	型インフルエンザの予防接種の統計報告資料 作成、データ分析の処理等を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用す	事前	
令和4年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法:第19条第7項 別表第二16の2・1 7・18・19・56の2・69の2・115の2項	・番号法:第19条第8項 別表第二16の2・16の3・17・18・19・56の2・69の2・102の2・115の2項	事前	
令和4年5月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	右記内容の追加	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年5月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年5月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法:第9条第1項 別表第一10・30・49・ 59・76・93の2項	・番号法:第9条第1項 別表第一10・30・49・59・76・93の2項 ・番号法:第19条第6号 ・番号法:第19条第16号(新型コロナウイルス 感染症対策に係る予防接種事務におけるワク チン接種記録システムを用いた情報提供・照会 のみ)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月13日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日	令和4年5月1日	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日	令和4年5月1日	事後	
令和6年6月7日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年5月1日	令和6年5月31日	事後	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年5月1日	令和6年5月31日	事後	